令和９・１０年度 競争入札参加資格審査申請について

士幌町が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。
令和９・１０年度の受付より、原則、北海道建設技術センターが実施しております共同審査により、インターネット回線を利用した電子申請に変更致しますが、電子申請導入開始の初回であることから、本申請においては経過措置として従前通り書面による申請も受付けいたします。

なお、物品購入や役務提供等の参加資格審査申請の受付は行っておりません（自動車購入のみ受付）。

１　資格の有効期間　　令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで
２　審査基準日　　令和８年１２月１日

３　基本的資格要件

各資格の共通要件は、（１）から（４）までのいずれにも該当すること。

（１）地方自治法施行令(以下「政令」という。)第167条の４第１項（政令第167条の11第１項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

（２）政令第167条の４第２項（政令第167条の11第１項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（３）各種税を滞納している者でないこと。

（４）士幌町暴力団排除条例（平成25年条例第４号）第２条第２号に規定する暴力団員及び同条第３号に規定する暴力団関係事業者に該当する者でないこと。

４　資格の種類ごとの要件

（１）工事請負契約

次の（ア）から（エ）までのいずれにも該当すること。

（ア）審査基準日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の許可（次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。）を受けており、かつ、当該許可を受けて２年以上当該建設業を営んでいること。

資格の種類	建　設　業　の　種　類
一般土木工事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、解体工事業
農業土木工事	
森林土木工事	
舗装工事	舗装工事業
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業
建築工事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業、鉄筋工事業、解体工事業
電気工事	電気工事業、消防施設工事業、電気通信工事業
管工事	管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、さく井工事業、熱絶縁工事業
塗装工事	塗装工事業
道路標識設置工事	とび・土工工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業、鋼構造物工事業
造園工事	造園工事業

（イ）資格審査の申請をする日（その日が令和９年４月１日以前である場合は、令和９年４月１日）の１年７か月前の日の直後の事業年度の終了の日（以下「基準日」という）以降に（ア）に規定する建設業に係る建設業法第27条の29第１項に規定する総合評定値の通知を受けていること。
（ウ）基準日以後に受けた建設業法第27条の27に規定する経営規模等評価結果において、（ア）に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。
（エ）健康保険、厚生年金保険、雇用保険のいずれにも加入していること。ただし、法令により適用除外とされている場合は除く。

（２）土木施設物の設計、地質調査、技術資料の作成、造林及び林産物の売払い
次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当すること。
（ア）審査基準日において引き続き１年以上その事業を営んでいること。
（イ）令和７年12月１日から令和８年11月30日までの間にその事業に係る売上高を有していること。
（ウ）個人にあっては、従業員（代表者を含む）の数が３人以上であること。

（３）建築物の設計
次の（ア）から（エ）までのいずれにも該当すること。
（ア）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
（イ）審査基準日において引き続き１年以上その事業を営んでいること。
（ウ）令和７年12月１日から令和８年11月30日までの間にその事業に係る売上高を有していること。
（エ）個人にあっては、従業員（代表者を含む）の数が３人以上であること。

（４）測量
次の（ア）から（エ）までのいずれにも該当すること。
（ア）測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。
（イ）審査基準日において引き続き１年以上その事業を営んでいること。
（ウ）令和７年12月１日から令和８年11月30日までの間にその事業に係る売上高を有していること。
（エ）個人にあっては、従業員（代表者を含む）の数が３人以上であること。

５　資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という）については、当該組合又はその連合会が次のいずれかに該当するときは、４に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、（１）に該当する場合は、設計等の資格要件のうち、事業に係る売上高について、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

（１）経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
（２）企業組合及び協業組合で、設立の際に構成員の過半数が競争入札参加資格を有するとき。

６　申請の様式

【電子】一般財団法人北海道建設技術センター「北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサト」より申請してください。

【書面】士幌町のホームページよりダウンロードしてください。

様式１	建設工事等競争入札参加資格審査申請書
様式２	総合評定値通知書（建設工事のみ添付）（写し可）
様式３	工事（事業）経歴書
様式３の２	工事経歴書集計表（建設工事のみ添付）
様式４	技術者名簿
様式５	代表者身分証明書（個人のみ添付）（写し可）
様式６	登記事項証明書（法人のみ添付）（写し可）
様式７	許可・登録証明書（写し可）
様式８	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書（写し可）
様式９	建設工事入札参加資格審査申請書付票
様式10	設計等入札参加資格審査申請書付票

※　造林及び林産物の売払いについては、申請種別欄に希望事業名を記入してください

（２）士幌町が独自に求める書類

（ア）国税及び町税の納税証明書（写し可）※町外業者は本社所在地の納税証明書

（イ）誓約書

７　申請方法

（１）受付期間

【電子】令和８年12月10日（木）から令和９年１月29日（金）まで

【書面】令和８年12月10日（木）から令和９年２月15日（月）まで　※必着

書面による申請は、郵送のみの受付となります。

返信用封筒１通（110円切手を貼付）を提出してください。

※返信用封筒の提出が無い場合は控えの返送は致しませんのでご了承下さい。

（２）受付場所（送付先）

【電子】共同審査ポータルサイト

【書面】〒０８０－１２９２

北海道河東郡士幌町字士幌２２５番地

士幌町役場　総務課　財政管財係

（３）申請書類の提出部数　１部

（４）申請書類等

納税証明書、登記事項証明書、代表者身分証明書は、申請日前３月以内のものとします。